

パブリックコメント案件概要

案件名: 尼崎市企業立地方針(素案)の策定

1. 施策の概要

大阪・関西万博後にフェニックス事業用地の分譲も控える中、大規模な工場等の跡地や企業の遊休地等の有効活用を促進するため、将来のまちづくりを見据えた企業誘致のほか、市内企業のイノベーション創出に向けた設備投資の促進について基本的な考え方を定める「尼崎市企業立地方針」を策定します。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

本市では、近年、大規模な工場の閉鎖や移転後の跡地活用については、臨海部では物流施設が立地し、内陸部ではマンションなどの住居系の利用が多い状況にあります。
そうした中、市内の雇用や産業活動を支えている製造業について、イノベーションを起こし、付加価値の向上を行い、グローバル社会の中で競争力を高めていく必要があります。

3. 目指す姿・対応策など

本市の産業特性や立地上の優位性を最大限に活かした企業立地を推進するとともに、新たなイノベーションを創出することで地域経済の活性化につなげる取組を進めます。

4. 施策の対象範囲など

対象地域: 尼崎市全域(主に工業系地域)

5. 市民意向調査の概要

令和6年8月7日～9月6日までの間、市ホームページにおいて意見募集を行った結果、市民から1件の意見がありました。また、産業団体等と意見交換を行いました。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

尼崎の経済発展を目指した企業立地を推進するため、産業団体や金融機関の代表者及び学識経験者等で構成されている産業政策会議で意見交換を行いました。主な論点は以下のとおりです。

- ・本市の産業特性を活かした企業立地が必要である。
- ・スタートアップ企業や成長が期待できる産業分野への支援が必要である。
- ・既存の市内企業のイノベーション創出による付加価値の向上が必要である。

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

まとまった用地を必要としないスタートアップ企業等の立地を想定し、小規模な土地やオフィス等の活用も視野に入れて素案を策定しました。

7. 今後のスケジュール

令和6年9月19日から令和6年10月11日まで パブリックコメント募集
令和6年12月上旬 パブリックコメント結果の公表
令和6年12月下旬 方針の公表

8. 添付資料

尼崎市企業立地方針(素案)

9. お問い合わせ先

経済環境局経済部産業政策課
〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館7F
電話番号: 06-6489-6670
ファクス: 06-6489-6491
メールアドレス: ama-keikatsu@city.amagasaki.hyogo.jp